



環境基本計画に関する意見

独立行政法人 科学技術振興機構
 戦略的創造研究推進事業(研究領域:社会システム/社会技術)
 「油流出事故の危機管理システムに関する研究」チーム
 代表 後藤真太郎(立正大学地球環境科学部 教授)

科学技術振興機構社会技術システム研究事業
 油流出事故の危機管理システムに関する研究 H15.10-H18.9
研究機関:立正大学、星稜女子短期大学、海洋工学研究所、NPO法人東京いのちのポータルサイト

<p>ナホトカ号事故の教訓を受け、 サハリン I・IIに向け何をなすべきか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日本の油防除対策の脆弱さの改善 ex.環境被害額はゼロ査定 ■「日本」を対象に含む流出対応計画の策定 タンカー航行等TLU(Tanker Loading Unit)から「先」のリスク評価、行動計画の策定(現在は評価されていない) ■「洋上」と「陸上」との連携体制(ナホトカ号事故では、80%陸上業務) 	<p>国際的責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然・社会環境に配慮したエネルギー開発 海外の石油・ガス開発に対する国の関与と責務の確立 国内の産業・環境保全 水産業の被害防止・海岸線の汚染防止 日本社会の健全な発展 NPO・住民と国の協力・対立関係の積極的な利用
--	--

沿岸域という海でも陸でもないグレーゾーンでの環境災害が対象
 既存の資源管理・社会システムの枠組みの改変が必要

■流出油防除体制の提案

- 世界と日本の油流出事故と対策を比較分析/日本の流出油防除体制の問題点の明確化
- 市民と行政が協働した油防除体制・環境災害に対する防災システムの提案
- 必要な改善が必然的に実現されるための社会システム/対立する関係を克服緩和して前進できる社会システム(自己変革能力を有する社会システム)の提案
- 緊急を要する北海道の流出油防除システムの確立

■流出油防除体制案

- GISを活用した排出油防除計画のデータベース
- 地域緊急時計画の構築法およびその「ひな形」
- 自治体向け沿岸域管理マニュアル
- 地域住民およびボランティア向けの流出油防除活動マニュアル

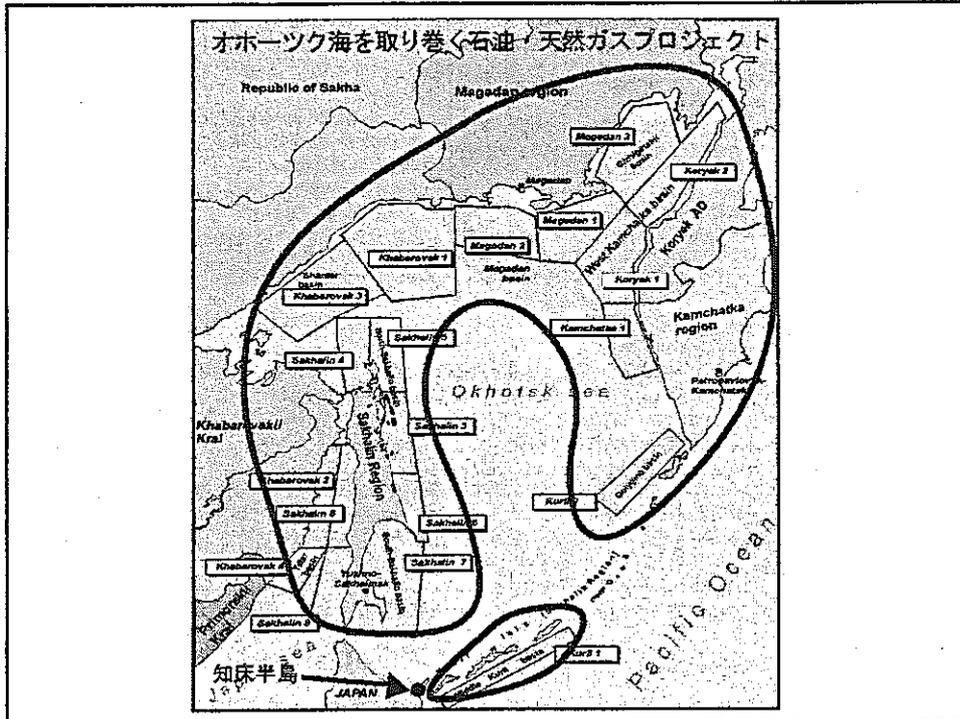
円滑な流出油防除体制が組織できる社会システムの実現

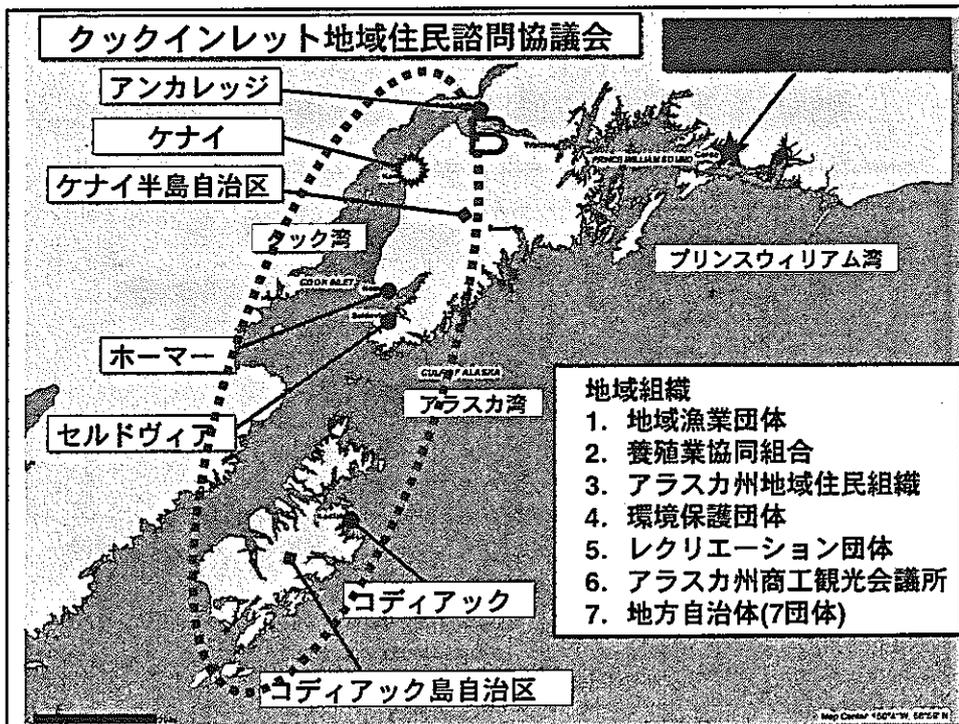
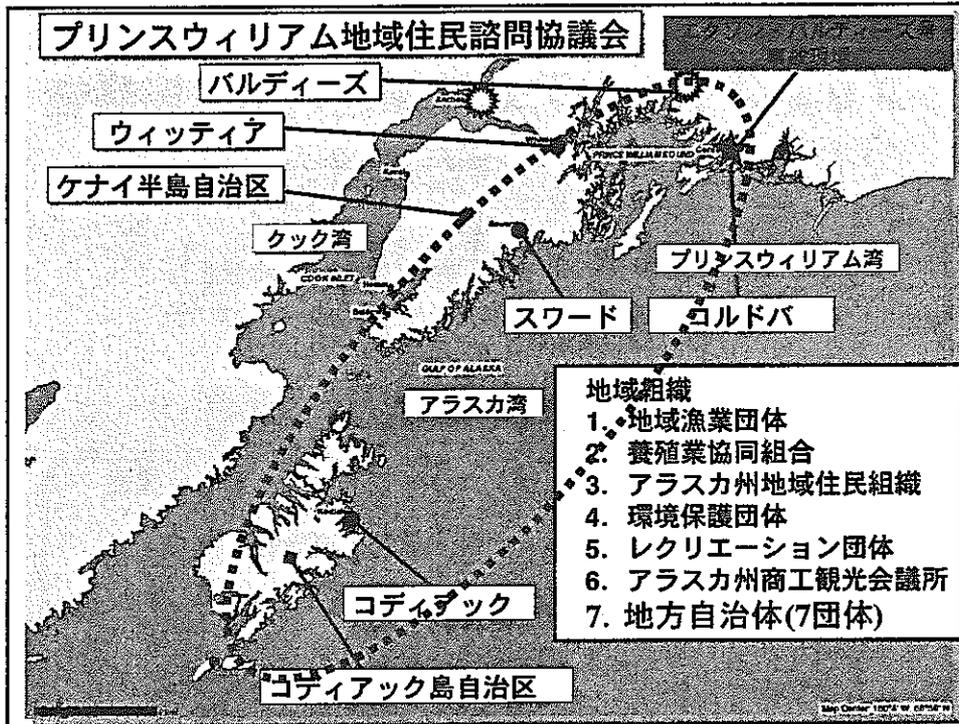
連絡先:立正大学 地球環境科学部 環境システム学科 教授 後藤真太郎 Email: got@ris.ac.jp

巨大流出事故後の各国の対策

国	事故 タンク積荷、船名	年	流出量 (kl)	主たる対策
米	原油 エクソン バルディーズ	1989	41,000	海洋汚染防止法OPA90の制定 ESImapの作成
韓国	原油 シーブリス	1995	5,000	海洋汚染防止法の改正 「現場指揮官」制度の創設 沿岸主要都市の地域緊急時対応計画の完成
日本	重油 ナホトカ	1997	8,600	海防法の部分的改正、防除機器の購入
英	原油 シーエンブリス	1996	8,100	EU海域に於けるPSCの強化とEU海上保安庁の機能強化 PSSA（特別敏感水域）の設定によるシングルハルの排除 シングルハルタンカーのフェーズアウト計画の見直し CAS (Condition Assessment Scheme) の拡大適用 ESIによる防除計画導入への動き
仏	重油 エリカ	1999	30,000	
スペイン	重油 ブレストージ	2002	25,000	

米国、韓国：法の制定、現場指揮官制度、ESIによる防除計画、住民参加
 ヨーロッパ：劣悪タンカーの監視と排除
 日本：抜本的対策?? 住民参加??





クックインレット地域住民諮問協議会と プリンスウィリアム地域住民諮問協議会

《 設立経緯 》

1989年3月、エクソン・バルディーズ号の石油流出事故



包括的な石油流出防止の要求書の策定・州の公聴会

アラスカ州の公聴会では、住民と地方自治体が石油業界に
「緊急計画作成に住民・公共団体の参加」を要求



1990年8月、油濁法 (Oil Pollution Act 90) 制定

連邦政府の許可獲得、プリンスウィリアム湾とクック湾に
住民諮問協議会の創設
石油産業・政府・アラスカ沿岸の地域共同体間で長期間に
わたる協力体制の促進
協議会の独立性を保障、委員会の設置
住民・公共団体による管理実現
活動資金の保証

プリンスウィリアムとクックインレットの 地域住民諮問協議会の組織構成(OPA90)

地域組織

投票権一有

1. 地域漁業団体
2. 養殖業協同組合
3. アラスカ州地域住民組織
4. 環境保護団体
5. レクリエーション団体
6. アラスカ州商工観光会議所
7. 地方自治体(7組織)

行政機関

投票権一無

1. アメリカ合衆国沿岸警備隊
2. アラスカ州環境保全局
3. 非常事態省アラスカ部局
4. 環境保護庁
5. アメリカ合衆国森林局
6. 土地管理局
7. 鉱物管理局
8. アラスカ天然資源局
9. アメリカ合衆国大洋大気管理局



16の地域組織・行政機関の代表者から構成

住民参加システムの必要性

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(海防法)

海上保安庁長官：排出油防除計画の作成
計画作成に「住民参加」は定められていない(OPA90は「住民参加」明記)

地域を最も知り、最も影響を受ける
住民の意見が十分に反映されるシステム

海岸ごとに防除計画の作成(資機材、人員、防除スケジュール)

様々な利害の調整へ

平常時からの環境災害を想定した訓練
(環境評価体験、野鳥救護訓練、環境観察会など)
環境被害時のための行動マニュアル

利害関係者間で議論できる統一組織の設立
勉強会、研究会、協議会 ex. 網走市流出油防除計画案研究会 (当研究チーム)

環境基本計画への意見

- ① ある一定規模の環境災害時に、環境被害が勘定できるよう、平常時の環境評価手法として、手法が適用される時点における科学技術の動向に順応的に対応でき、対象地域のステークホルダーと合意がとれるような環境評価手法を規定できる内容を含めること。
- ② ①具体例として、サハリン石油天然ガスプロジェクトによりこれまで以上に危険にさらされる知床世界遺産地域、さらにはオホーツク沿岸地域をフィールドに、想定される石油流出事故に対する環境被害想定を行い、環境災害対策の準備を行うこと。
- ③ 平常時から環境災害に備えた行政と住民が協働した体制作り、環境評価用の客観データ(ex. HSIパラメータ、動植物分布図、植生図、環境ポテンシャルマップ・・・)
＝環境保全の人づくり・地域づくり・データ作り。

バイオマス利活用における環境、経済、社会の統合・調和に向けて（意見）

バイオマス産業社会ネットワーク副理事長（東京事務所） 岡田 久典

<http://www.npobin.net/>

mail-okadah@biomass-soken.jp

（自治体におけるバイオマスエネルギー導入の動き）

「第三次環境基本計画策定に向けた考え方」の中で指摘があるように、環境保全を実現するためには、地域づくり・人づくりは、重要なファクターとなる。一方、二酸化炭素削減及び廃棄物対策、地域環境保全の方策の一つとして、一部の自治体などでバイオマスエネルギーを導入する動きが高まっている。

（環境保全への取り組みとバイオマス）

バイオマスエネルギーの利活用は地域で環境保全に取り組む人々からは十分な市民権を得ていないものの、環境と経済の好循環モデル事業においてはバイオマス関連が多数（過半数以上？）取り上げられるなど、一人歩きしている嫌いも見られる。

バイオマスニッポン総合戦略会議をはじめ、関係各位の環境への配慮の努力は十分評価すべきものではあり、環境行政の中でもバイオマス利活用が触れられるケースも多くなってきたが、より一層の取り組みが必要であろう。

（環境を無視した一部のバイオマスプロジェクト）

さらに、地域づくり・人づくりが最大のファクターとも言えるバイオマス利活用において、これら無視する単純なプラント建設優先、地域におけるリーズナブルな資源利用を無視する傾向が一部にあることは、地域環境保全を実現するに当たって早晩重大な課題となる可能性が高い。

（地域環境計画とバイオマス）

「バイオマス栄えて環境減ぶ」といったことがないように、また、地域作り人づくりと地域環境保全の一つの導火線になりうる「適正なバイオマス利活用」を促進するためにも、今回基本計画見直しの場でバイオマスが触れられることは、大きな意義があると考えます。今後バイオマス利活用分野が地域環境計画などで積極的に位置付けられることを期待したい。

(NPO 法人バイオマス産業社会ネットワークの取り組み)

BIN ではバイオマス産業社会モデル（適切な利用モデル）の構築に向けて、逆説的ではあるが、こうした地域づくり、人づくり、環境保全対策を軽視したバイオマスエネルギーの利活用の事例等を収集しており、これらが結果的にはトータルの経済効率がよくないことの証明にも取り組んでいる。

また、環境と経済と社会の両立を図るバイオマス利活用モデルの構築事業も進めている。こうした取り組みの一つとして、エネルギー分野の専門家との交流・対話があり、9月4日、5日山梨県早川町において、日本エネルギー学会バイオマス部会との合同で夏の強化合宿（バイオマス夏の学校）を開催し、積極的な議論を展開した。

また、コミュニティビジネスとの連携方策にも取り組んでいるが、これについては、えがおつなげの曾根原氏が報告されると聞いているので関連性を指摘するにとどめたい。

また地域におけるバイオマス利活用に取り組みたい人々への「バイオマススクール」の開設も検討中である（地方自治体、大学等との連携で）。

(各論)

○ 地域におけるバイオマス利活用計画の重要性

バイオマス利活用は単なる再生可能（新）エネルギーの利用と見なされている嫌いがあるが、実態は地域の資源の有効利用や、リサイクル・リユースなど生活に密着した利活用方法もあり、そのうえ地域の環境保全活動、経済活動、社会活動を統合したものが有効であるケースが多い。とりわけバイオマスタウン制度の導入によって、こうした三位一体型の取り組みが企図されているが、本格的な運用には程遠いのが現状である。

○ バイオマスの不適切な利用が地域の環境保全に影響を与えることの防止

廃棄物の適切な処理・管理に影響を与えないような慎重な取り組みが必要。バイオマス利活用計画に対して、環境保全面からのチェックが必要である。

○ バイオマス資源見積もりにおける環境配慮の導入

バイオマス利活用で最も重要な利用可能な資源見積もりにおいて、安易な計測手法がとられるケースがあり、過大なプラント計画、不適切なバイオマス資源収集につながるおそれがある。

参考図 山梨県早川町バイオマスタウン企画図

